

## 日病薬病院薬学認定薬剤師制度に係る取り扱いについて（Q&A）

### 1. 制度

#### 〈質問 1〉

日病薬病院薬学認定薬剤師制度と日病薬生涯研修制度はどのような関係ですか。

#### 【回答】

それぞれ独立した制度です。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、本制度）は、これまでの日病薬生涯研修制度（単年度認定・履修認定）とは独立した認定制度となります。

#### 〈質問 2〉

本制度の開始により日病薬生涯研修制度に変更はありますか。

#### 【回答】

変更があります。

日病薬生涯研修制度の単年度認定は、今後も継続しますが、履修認定（5年継続）については、経過措置をもって廃止します。履修認定は平成29年まで（平成28年度に単位を取得し平成29年7月1日に認定を受ける者が対象）認定を行い、平成29年認定者の認定期間が満了する平成34年6月30日をもって廃止します。経過措置における履修認定の有効期間については従来通り5年間となります。

## 2. 研修・単位

### 〈質問1〉

本制度の研修記録の入手方法について教えてください。

#### 【回答】

日病薬ホームページより「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」をダウンロードしてください。

### 〈質問2〉

本制度の受講証明方法について教えてください。

#### 【回答】

#### 1. 研修会

研修会を受講すると研修単位シールが発行されますので、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（研修番号・開催日時・研修会名・研修時間・単位数）を記入し、受講証明欄に研修単位シールを貼付してください。研修単位シールの貼付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

#### 2. e-ラーニング

e-ラーニングを受講した場合は、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（受講日時・講座タイトル・受講時間・単位数）を記入し、e-ラーニングサイトより申請する講座・単位の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の両方を年度ごとに印刷し添付して下さい（e-ラーニングサイトの MY ページより過去の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」が発行できます）。「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の添付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

### 〈質問3〉

本制度へ参加したいのですが、年度の途中から参加は可能ですか。

#### 【回答】

年度の途中からの参加も可能です。

その場合、研修開始年度の研修期間は、参加時点から当該年度末までとなり、短くなります。認定条件は「毎年度10単位以上、3年度を通算して50単位以上の取得が必要」ですので、途中参加した年度の取得単位が10単位に満たなかった場合、当該年度は研修開始年度とはなりません。

〈質問4〉

日病薬専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を、本会専門薬剤師制度と本制度の両方に研修単位として使用できますか。

【回答】

両方の認定制度には使用できません。

一つの研修単位を複数の制度の研修単位とすることはできません。どちらの認定制度に使用するか研修者が選択してください。なお、本会専門薬剤師制度に研修単位を使用する場合は、参加証・受講証などの写しに、必ず日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位シールを貼付してください。

〈質問5〉

研修会で本制度の研修単位シールと他のプロバイダーの研修単位シールどちらかを取得でき、更に日病薬の専門領域の単位取得も可能ですが、他のプロバイダーの研修単位シールと日病薬の専門領域の単位取得の両方に使用できますか。

【回答】

使用できません。

本制度の研修単位シールと他のプロバイダーの研修単位シールのどちらかを取得できる研修会等で、日病薬の専門領域の単位を取得し使用する場合には、本制度の研修単位シールを取得し受講証に貼付してください。

〈質問6〉

学術大会で本制度の大会全体の研修単位シールを取得し、同日にシンポジウムで日病薬のがん領域と感染制御領域の講習を受講しました。研修単位シールは1枚しかありませんが、がん領域と感染制御領域の両方の単位取得に使用できますか。

【回答】

使用できません。

受講証に本制度の研修単位シールの貼付が必要となりますので、どちらか一方の専門領域を選んで取得した単位シールを使用してください。

〈質問7〉

他団体が実施するeラーニングは本制度の研修単位となりますか。

【回答】

研修単位となる場合があります。

薬剤師認定制度認証機構の認証(GPC)を受けた団体の実施するeラーニングのうち、集合研修と同様の受講証明が発行されている研修であれば、その受講証明の提出とプログラ

ムに準じた内容の資料の添付を以て、研修単位として認めることができます。  
ただし、他のプロバイダーの研修単位の扱いになりますので、本制度の新規の認定申請では取得単位50単位中10単位まで（更新申請では100単位中20単位まで）の使用制限があります。CPCの認証を受けていない団体のeラーニングは認められません。

〈質問8〉

eラーニングの「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」に発行期限はありますか。

【回答】

過去の年度の受講証明書類を発行することは可能ですが、発行できない期間がありますので、注意してください。

日病薬のeラーニングは、快適にご利用いただくためのシステム改修を毎年行っています。改修期間中は、コンテンツの視聴、受講証明書類の発行及び単位制度の確定・変更等、すべてのサービスが利用できません。システムの改修期間に関するご案内は、eラーニングサイトより確認できますので、必ず確認の上、受講証明書類は余裕を持って印刷してください。

〈質問9〉

過去に参加した集合研修が、eラーニングコンテンツとして公開されています。これを受講することで、新たに別の単位として使用できますか。

【回答】

使用できません。

過去に参加した研修会を収録したコンテンツを視聴しても、それらの単位を重複して使用できません。

〈質問10〉

研修単位シールを紛失しましたが、再発行できますか。

【回答】

研修単位シールの再発行はいたしません。大切に保管してください。

〈質問11〉

A 県病薬に所属していますが、他の都道府県病薬が主催又は共催した研修会に参加して取得した単位も使用できますか。

【回答】使用できます。

本会が認めた研修会実施機関が主催又は共催する研修会で配布される本制度の研修単位シールであれば、所属にかかわらず申請に使用できます。

### 3. 認定申請

#### 〈質問 1〉

本制度の認定申請も、これまでどおり所属の都道府県病薬への申請でよいでしょうか。

#### 【回答】

本制度の認定申請は、研修者本人が直接日病薬に行ってください。

なお、日病薬生涯研修認定制度（単年度）の認定申請は、これまでどおりに所属の都道府県病薬です。

#### 〈質問 2〉

認定試験の受験資格及び認定要件等に「本会正会員又は特別会員であること」と記載されていますが、申請時に会員であれば条件を満たしますか。

#### 【回答】

条件を満たしません。

研修期間中継続して「本会正会員又は特別会員」でなければ、条件を満たしません。認定試験の受験資格は、研修期間中を含めて会員である必要があります。

#### 〈質問 3〉

更新申請の際に使用できる単位の取得期間を教えてください。

#### 【回答】

最新の認定年の4月1日から更新予定年の3月31日までの単位の使用が認められます。

例）平成30年度（2018年度）認定の方が、6年後に更新する場合

認定期間：2018年7月1日～2024年6月30日

単位の取得が必要な期間：2018年4月1日～2024年3月31日

#### 〈質問 4〉

研修の途中ですが、産休・育休のため認定要件（毎年10単位以上取得）が満たせなくなりました。研修を継続できますか。

#### 【回答】

当該年度を研修の中断期間として申請することにより継続できます。

本制度では特別な理由（出産・育児、病気・介護、海外留学など）により研修を継続できない場合に、原則として最長3年間研修を中断できます。研修を中断した場合は、中断年度、中断理由を記載した中断証明書（書式自由）と所属長による証明を本制度の認定申請・更新申請時に提出してください。認定小委員会で中断の可否について審査します。なお、中断期間の取り扱いは年度単位となります。

〈質問5〉

手元にある研修シールの単位数や領域は、どのように確認できますか。

【回答】

日本病院薬剤師会ホームページ上、病院薬学認定薬剤師制度のページ内で確認できます。（認定研修会開催一覧）認定申請後の申請書類の不備の訂正（単位の追加提出等も含む）は認めませんので、認定申請時には、不備がないかどうか、単位数や履修領域が申請要件を満たしているか、このページを活用して必ず確認してください。

〈質問6〉

2年間で認定要件にある50単位取得とカリキュラム履修を満たしましたが、認定申請できますか。

【回答】

2年間の研修では認定申請はできません。3年間の研修期間が必要となります。

〈質問7〉

研修単位シールを紛失しましたが、別の添付資料を代用することで単位が認められますか。

【回答】

研修シールの原本以外（コピーや、領収書等）では単位として認められません。

〈質問8〉

日病薬が実施するeラーニングのみで、認定要件である50単位の取得とカリキュラム履修を満たしました。他の研修会に参加していませんが認定申請できますか。

【回答】

認定申請できます。ただし毎年10単位以上取得し、3年間継続している必要があります。

〈質問9〉

薬剤師認定制度認証機構から認証された他の認定制度の単位を本制度の研修単位に使用したいのですが、当該研修会のプログラムを紛失してしまいました。単位は認められますか。

【回答】

認められません。

薬剤師認定制度認証機構から認証された他の認定制度の研修単位は、本制度の取得単位50単位のうち10単位（更新は取得単位100単位のうち20単位）まで使用可能です。ただし、本制度の研修カリキュラムに沿った内容の研修会における取得単位であることを確認するため、当該研修会のプログラムの提出が必要となります。

<質問 1 0>

申請期限を失念していました。研修記録を提出すれば認定申請は可能でしょうか。

【回答】

申請できません。

認定申請書類は期限までに届くよう、余裕を持って郵送してください。

また、郵送する期間を考慮し、オンライン申請を行ってください。認定申請期間中にオンライン申請を行っても、申請書類が期限までに到着しない場合は申請を受理できません。

<質問 1 1>

研修記録は普通郵便で送付しても良いですか。

【回答】

追跡可能な方法で送付してください。

郵便にて送付される際は、書留もしくはレターパック等を利用してください。

<質問 1 2>

提出した単位を他の認定制度に使用したいので、研修記録を返送してもらえますか。

【回答】

研修記録は単位不足等、不認定の場合のみ返送していますので、それ以外の返送、控えの提示等には対応していません。

また、本制度で認定を取得した場合は、認定申請時に使用した単位を他の認定制度へ重複して使用することはできません。

<質問 1 3>

認定料の振込を失念してしまいました。振込期限を過ぎても入金すれば、認定してもらえますか。

【回答】

振込期限内に認定料を入金いただけなかった場合は、認定できません。

## 4. 研修会実施機関

### 〈質問 1〉

本制度の研修会実施機関とは何ですか。

#### 【回答】

研修会実施機関とは、本制度の認定対象となる研修会を開催することができる機関です。研修会実施機関として認定された場合、必要な手続きを行った上で、本制度の研修会を開催し、研修単位を受講者に付与することができます。

### 〈質問 2〉

研修会実施機関の認定を取得するためには、どのような手続きが必要でしょうか。

#### 【回答】

規程細則の別添 2 に記載されている研修会実施機関の認定要件をすべて満たす必要があります。「研修会実施機関認定申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、日病薬事務局まで郵送でお送り下さい。研修小委員会で審査します。

なお、「研修会実施機関認定申請書」については、日病薬ホームページよりダウンロードしてください。

### 〈質問 3〉

都道府県病薬が研修会実施機関として認定申請する場合、支部も研修会実施機関の認定要件を満たす必要がありますか。

#### 【回答】

必要ありません。

### 〈質問 4〉

都道府県病薬の支部も、研修会実施機関として認定を取得できますか。

#### 【回答】

取得できません。

所属都道府県病薬が研修会実施機関として認定された場合は、都道府県病薬支部の研修担当者に研修会の申請に必要な ID・パスワードを発行しますので、研修会の申請は支部から行うことができます。ただし、研修会の申請を行う場合は、必ず事前に研修会プログラムの内容について都道府県病薬の承認を得る必要があります。

### 〈質問 5〉

医療関係団体の組織の中の部会または委員会でも、研修会実施機関として認定を取得できますか。

**【回答】**

取得できません。研修会実施機関には団体として組織を認定します。

**〈質問6〉**

本会（申請団体）は開催するすべての研修会について（申請団体の）会員のみの受講となりますが、研修会実施機関として認定されますか。

**【回答】**

認定されません。

本制度の研修会実施機関は、原則として当該機関の会員、非会員にかかわらず、広く公開された研修会を年1回以上開催する必要があります。

**〈質問7〉**

研修会実施機関の認定要件に、「会員数が合計200名以上であること」と規定されています。この会員の要件として、「研修会への参加をもって会員と見做す」場合も適用されますか。

**【回答】**

適用されません。

研修会実施機関の認定要件である会員とは、年会費などの納入又は年度毎に書面にて入会の意思を確認した者を意味します。研修会実施機関として申請する場合は、会員名簿などで確認できる会員数を記載してください。

**〈質問8〉**

研修会実施機関の登録内容に変更が生じた場合、再度認定申請の手続きが必要ですか。

**【回答】**

必要です。研修会実施機関の代表者の変更、所在地の変更、研修担当者の変更があった場合は、登録内容の変更手続きを行ってください。都道府県病薬においては、支部担当者の変更があった場合も手続きが必要です。また、研修実施機関の認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに事務局までお知らせください。